

在日朝鮮人「帰国問題」の国際的文脈

——日朝韓三角関係の展開を中心に——

朴正鎮

(東京大学大学院)

1. はじめに

在日朝鮮人はなぜ朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）に行ったのか。在日朝鮮人の北朝鮮への帰国（以下、帰国問題）については二つの共通した解釈が存在する。①在日朝鮮人の生活苦およびそれによる希望の喪失が自発的な帰国運動を促し、②そこに労働力を求めていた北朝鮮の利害が一致した、ということである。最近では、脱北した元在日朝鮮人帰国者や日本人妻からの証言によって、こうした解釈がさらに説得力を増している。彼らの体験によると、北朝鮮は帰国者を強制労働の手段としか考えていなかった。こうした見解を代表する研究としては、佐々木隆爾の研究が挙げられる。それによれば、帰国問題は「明らかに北朝鮮政府によって誘導されたものである」^①。一方、日本赤十字社（日赤）の役割に着目した新しい視角も提出されている。張明秀は、帰国问题是「在日朝鮮人を「追い出す」ために「日赤が仕掛けた罠」に過ぎないと主張する^②。テッサ・モーリス＝スズキの場合、自ら発掘した赤十字国際委員会（ICRC）の資料を根拠に、日赤のみならず、政府までも「北朝鮮より積極的だった」という結論を出している^③。

異なる結論を出しているが、既存研究のいずれも上記の①と②を正面から否定してはいない。確かにそこには事実が反映されている。しかしながら、帰国問題は急速な集団化・大規模化を伴った異例の出来事であった。果たして今までの解釈で、10万人規模の、体制を超えた、国家間の人口移動をどれほど厳密に説明できるのであろうか。在日朝鮮人の自発的帰国運動は北朝鮮の建国以来、続いている。また、北朝鮮にとって労働力不足は朝鮮戦争のうちに問題化して既に久しい。問題は、

なぜ1959年を前後する時点で、またどのような文脈の中でそれが可能になったのか、ということにある。言い換えれば、帰国事業の大規模性、特異性、そしてそのタイミングに対してはまだ十分な説明がなされていない。この説明のためには追加的な根拠が必要であると思われる。

本稿は帰国問題を国家的「事業」として位置付け、その国際的な文脈を探るアプローチをとる^④。ここで帰国問題に対する自発的「運動」という観点については別の課題として本稿の範囲から外す^⑤。少なくとも、短期間で集団化・大規模化された帰国運動の背景には国家レベルの計画的かつ組織的な力が作用していた、と判断するためである。帰国事業の推進過程においては、戦後最初に日朝両国との間で国家的利害関係に基づいた交渉と合意が行われた。したがって問題の全貌に近づくためには日朝両国の思惑を同時に考慮しなければならない。また、そこには、日朝のみならず、関連した複数の国家との間で外交的衝突や折衝が伴った。これは、帰国事業の推進によって在日朝鮮人問題が国際化したことを意味する。

以上の問題意識のもと、本稿は次の論点を明らかにする。第一に、日朝両国が帰国問題を国家的事業として推進した時期と理由、そしてその意味である。日本側については、日赤の構想を浮き彫りにし、それが日本政府の「閣議了解」に至る過程を示す。日赤に注目した既存の研究はその役割のみをやや過大評価しているきらいがあると思われるためである^⑥。北朝鮮側の場合は、在日朝鮮人の「集団的帰国決意」を対日政策の転換という視角で捉える。これは在日朝鮮人の自発性や北朝鮮の労働力不足説を再検討するためである。第二に、帰国事業の推進過程に関わった国々の利害関係である。これをより具体化するため、帰国問題

の第三の当事者であった韓国の対応と挫折にも焦点を当てる。また、言うまでもなく日朝・日韓関係には米ソ両国が密接な利害を持っていた。そこで、帰国事業の推進をめぐる米国とソ連の動きも視野に入れる。

こうした意味で、本稿は帰国事業の展開過程を、日朝両国関係だけでなく、日朝韓の三角関係という視点から再構成する。そして、それに伴う米国とソ連の関わりやスタンスの変化、そしてICRCの最終選択をめぐる因果関係を解明する。主な分析の対象時期は、「集団的帰国決議」と「閣議了解」が行われるまで、およびその後ジュネーブで日朝間赤十字会談が妥結に至るまで、とする。この二つの局面で、帰国問題が国家的事業に転換されると同時に国際的文脈を持つようになったからである。これらと前後する時期に関する議論はできる限り簡潔にまとめる。本稿は最近公開された日本外務省およびICRCの資料を参考にする⁽⁷⁾。また、これまで手付かずのままであった韓国やロシア側の外交資料も活用する⁽⁸⁾。

2. 「閣議了解」をめぐる国際政治

(1) ICRC の「覚書」と井上の構想

帰国問題に対する日朝韓三国間の利害関係の交差はICRCの関与問題をめぐってスタートした。発端は1956年2月9日に北朝鮮残留日本人の引揚げ問題をめぐって平壤で開かれた最初の日朝赤十字会談であった。それを前後して日本赤十字（日赤）が在日朝鮮人を北朝鮮に帰国させるためICRC側に積極的に働き掛けてからである⁽⁹⁾。ICRCが日赤の要請を受けて2名の代表団を派遣し、実態調査に乗り出したのは平壤会談があつてから2ヵ月後の同年4月であった。そして7月から、ICRCは覚書（Memorandum）の形で帰国問題に対する基本立場を数回にわたって日朝韓三国の赤十字社に伝達した⁽¹⁰⁾。それが最終的にまとめられたのが57年2月26日に作成された覚書である。同覚書で、ICRC委員長ボワシエ（L. Boissier）は「問題解決の主体はあくまでも関連国家の政府当局である」ということを前提として協力する方針を伝えると共に、各赤十字社にこの

点を政府当局と緊密に協議することを求めた。とくに日本側に対しては「ICRC派遣団が帰国志願者と接触するのに必要な技術的措置を保証してくれること」を要請した⁽¹¹⁾。

これに対して同年3月12日に日赤社長の島津忠承は「第一に、ICRCが要望した『技術的措置』をとるには必ず三国の合意が必要なのか、第二に、在日朝鮮人の北朝鮮への帰国問題に限定すれば、日本と北朝鮮だけで、つまり韓国の同意なしには行うことはできないのか」との内容で質疑した。この時点ですでに日赤は韓国を排除した帰国事業を推進しようとしていたことが分かる。4月5日、ICRCはこれに対する回答を重ねて具体的な意見を提示した。まず、「技術的措置」に関しては、個人的申請という原則にもとづいた帰国志願者のリスト化作業が必要であることを強調した。韓国を排除する件については「問題の同時的解決のためにも、そして関連している当事者をすべて満足させるためにも、三国間の包括的な合意が必要である」と助言している⁽¹²⁾。ICRCは韓国を排除した帰国事業推進を事実上拒否したのである。日赤は、帰国問題の解決のためにはICRCの関与が決定的なものである、とみなしていた。したがってICRCを動かすために、日赤にとって韓国との関係改善が新しい課題として浮上した。

日韓関係の改善が軌道に乗るために、大村収容所の韓国人抑留者と釜山抑留の日本人漁民との「相互釈放」が何より必要であった。日赤は直ちにこの問題に目を向いた。日赤の動きは、1957年4月から日韓予備会談が再開されるとまもなく本格化した。なかんずくICRCを説得するに最も積極的であったのは井上益太郎外事部長であった。彼は相互釈放と帰国問題を連携させながらより具体的な構想を練った。これは同年5月31日にICRCに知らせた電文で明らかになっている。井上の基本的な考え方は、「（日韓）予備会談が成功すれば日韓の間には相互釈放の合意が行われることになり、それは在日朝鮮人の北朝鮮への帰国推進における好条件を形成する」ということであった。予備会談が失敗した場合には「その失敗が決定的なものではない場合、現在の状況は維持され、帰国事業も当分延期されることになるだろう

が、失敗が決定的なものであれば、日本側はむしろ帰国事業を強行することになる」可能性も提示した。この電文で、井上は帰国問題の早期解決への自分の意志と政府の意見は一致していると強調している。ただ、こうした構想は日本国内での反対と韓国側の反発を招く恐れがあるので、ぜひ「秘密」してくれよう、ICRC 側に求めている⁽¹³⁾。

井上のこうした構想は直ちに現実化に向かっていた。1957年8月19日に島津はICRC 側に「北朝鮮へ帰国しようとする人を韓国に追放することはない、という約束を政府からもらった」と伝えた。島津もこの電文の下段に「微妙な日韓関係にもかかわらず、ICRC に対するこうした情報提供を政府当局が許可してくれたのは ICRC へ強い信頼感を持っているからである」とし、またも「秘密」を守ってくれるよう、と書いた⁽¹⁴⁾。一方、11月6日にニューデリーで開催された国際赤十字総会で「居住地選択の自由」と関連した決議案が採択されることによって、日赤は、帰国問題に対する ICRC の関与の根拠を獲得した⁽¹⁵⁾。また12月31日の日韓予備会談では、井上が期待していた抑留者相互釈放協定が調印された。こうした流れを追い風に、58年に入ってから日赤は岸信介内閣に対して、中でも藤山愛一郎外相を相手に、「今まで（日赤は）日韓関係を考慮し、（彼らを北朝鮮に帰す）適切な時期を待っていた」が、まさに「今がチャンスである」と口説き始めた⁽¹⁶⁾。

これを受け政府側が「閣議了解」を下したのは1959年2月13日であった。それまで岸内閣も帰国問題を考慮してきたが、日韓会談の進展をより優先してきた。しかし「閣議了解」は帰国問題を先に解決するという意思をを明らかにしたものであった。この時点から、日赤の構想と政府の利害が最終的に一致することになる。帰国問題に対する日赤の思惑は事実上「厄介払い」であった。岸内閣も「閣議了解」を決定した際、この点に同意している⁽¹⁷⁾。また、「閣議了解」という形式を通じて ICRC の関与をより具体化させる一方、韓国側からの反発にも効果的に対応しようとした⁽¹⁸⁾。ただ、岸内閣のこうした政策転換が対朝鮮半島政策の根本的な変化、つまり韓国より、北朝鮮との関係を新しく模索するということを意味

するものではなかった。むしろ岸内閣が目指したのは、帰国事業の推進を通じて「最大の障害を除去して、クリーン・ハンドで将来の（日韓）会談再開に臨む」とのことであった⁽¹⁹⁾。そのため、「できる限り短期間に効率的に帰還を完了すること」を基本戦略としていた⁽²⁰⁾。

（2）「集団的帰国決議」から朝ソ連帯へ

この間には、北朝鮮からもう一つの力が働いていた。ICRC から覚書を受けた北朝鮮は、1956年12月26日平壌放送を通じて北朝鮮、日本、韓国政府当局間の3者会談を提案した⁽²¹⁾。これは日赤に先立った対応であった。北朝鮮もこの時点では ICRC の関与を必要としていた。在日朝鮮人の帰国問題はまだ日韓会談の議題として限定されていたからである。そして日韓両国は抑留者問題でまだ対立しているところであった。北朝鮮の戦略的重点はその大村収容所にあった。それ以来、朝鮮赤十字会（朝赤）が日赤や ICRC に送った電文のほとんどは大村収容所抑留者の人権および帰国に関するもので一貫した。主な内容は、その問題を解決するために朝赤代表の日本派遣を強く求めることであった⁽²²⁾。これは日韓関係を牽制することに止まらず、日本との交渉ルートを確保しようとした戦略で、日本との国交正常化を図るという、それまでの北朝鮮の対日政策の延長線上にあるものであった。55年2月25日の南日声明によってスタートした北朝鮮の対日接近方式は民間レベルでの人的・物的交流を先に進めるという、国家間の公式外交とは区別される、「人民外交」と名付けられていた⁽²³⁾。これは非公式的・非政治的な接触や交流の積み重ねが国家間の公式外交関係へ波及効果をもたらすという論理に基づいていたもので、いわば積み上げ方式とも言われた。

しかし1957年末から58年にかけて行われた日韓抑留者相互釈放の妥結とその実行は、北朝鮮のこうした戦略を挫折させていた。さらに58年から日韓関係は急速に進展した。4月15日に第4次日韓会談が正式に再開され、約1ヶ月後の5月19日には岸首相の特使矢次一夫が韓国を訪問した。この勢いは6月に大村収容所で北朝鮮帰国希望者がハンストを起こすことでいったん収まる。

しかし8月に入ってから日韓関係はすぐ回復の気勢をみせた。これは日朝韓三角関係の新しい展開に繋がった。北朝鮮が在日本朝鮮人総聯合会（総連）を通じて在日朝鮮人の「集団的帰国決議」を組織したのはこの時点である（1958年8月11日）⁽²⁴⁾。第4回の日韓会談再開は第3回会談決裂から約5年ぶりのことであった。この勢で、北朝鮮としては、この間築いていた対日接近の成果が一気に失われる恐れがあった⁽²⁵⁾。危機意識を抱いた北朝鮮の方から局面転換を図ったのである。こうして在日朝鮮人の北朝鮮への帰国に日朝両国が本格的に関わることになった。その分、在日朝鮮人の「集団的帰国決議」はそれまでとは異なる爆発力を持つものであった。「集団的帰国決議」以後展開された総連の連帯運動は11月17日に「帰国協力会」を誕生させた。帰国協力会には日朝協会の関係者を始め、主要三党の国会議員が揃って参加した。議長には古屋貞雄（日朝協会理事）が選ばれ、また元首相である鳩山一郎（自民党）のほか、浅沼稲次郎、宮本顕治など社会・共産両党の書記長が顧問として参加した。幹事長には社会党の帆足計が就任した。帰国問題に対して日本国内で超党派的運動が開始したのである。これは日本政府が「閣議了解」を断行した重要な背景になった。

ただ、北朝鮮のこうした政策転換はあまりにも至急に決定されたものであった。1958年7月2日に朝赤が日赤宛に送った電文をみると、在日朝鮮人のハンスト事件と関連して朝赤代表の入国査証が発給されるよう、日赤に協力を要請する内容に止まっている⁽²⁶⁾。また7月29日に出された「在日本朝鮮人総連合会第四回全体大会から金日成首相宛の手紙」にも「共和国の対外政策に厳格に基づいて日本人民との連帯性を強化し、朝日両国間の正常的関係を促進するためにさらなる力を注ぐことを誓う」といった内容だけが書かれていた⁽²⁷⁾。つまり北朝鮮が「集団的帰国決議」を組織する方針を定めたのは8月1日から10日の間である、ということになる。わずか10日間の間で、北朝鮮における労働力問題が緊張のピークに達したというのはまず考えられない⁽²⁸⁾。さらに、当時の北朝鮮の労働力配置計画には、在日朝鮮人

に関連する項目は見当たらない。ただし、第1次5ヵ年計画が正式に採択された第2期第3次最高人民会議では「新しい労働力の投入なしに、労働生産能率だけを増加させて工業生産額の63%を保証すること」と決められていた⁽²⁹⁾。

一方、日本政府の閣議了解を受けた北朝鮮は直ちに内閣を挙げて「在日同胞帰還迎接委員会」を構成すると同時に、平壌駐在ソ連大使プザノフ（A. M. Puzanov）を通じて、ソ連政府に支援を要請した。その内容は、「第一に、閣議了解に対してソ連赤十字社（ソ赤）が同時に支持声明を発表してくれること、第二に、送還手段やスタッフ、医療用品や食料など、帰国に必要な物資を支援してくれること」などであった⁽³⁰⁾。その後、北朝鮮はソ連と連帯してICRCの関与を牽制し、それによって日本から帰国事業の主導権を奪おうとするために動き始めた。帰国問題が大村受容所の枠を超えるにつれ、北朝鮮のICRCに対する立場も変わったのである。閣議了解があつてから約1週間後の1959年2月20日に、ソ赤代表ミテリヨフ（G. Miterev）は島津日赤社長に、朝赤がソ連赤十字会・赤新月会連合実務委員会（The Executive Committee of Alliance of the Red Cross and Red Crescent Societies of the USSR）に協力を要請したことを探らせる電文を送った。この電文からは北朝鮮とソ連との間で赤十字社の実務レベルまで協力が進んでいたことが確認できる。またこの電文でミテリヨフは、同連合実務委員会の名の下で日赤に対し帰国事業の早期実現のための措置を促す一方、ソ赤・朝赤・日赤間の協調と友好強化を提案した⁽³¹⁾。ここではもちろんICRCが排除されていた。北朝鮮はソ赤を登場させ、ICRCの権威に対抗しようとしたのである⁽³²⁾。

（3）韓国の反撃と米国のスタンス

韓国は三国の中で唯一ICRCの提案に消極的な態度を見せていた。韓国は帰国問題を日韓会談の議題としてしか考えていないからである。そもそも日朝両赤十字社が唯一共有していたのも、韓国側からの反発への懼れであった。これは平壌協議が始まるや現実化した。日赤代表団の平壌派遣に関する報道があつてもなく、駐日韓国代表

部は三回にわたって「日本と北朝鮮とのいかなる交渉にも反対である」という内容の口上書を提出した⁽³³⁾。日本政府は、韓国側の反発が抗議の水準を越え、帰国する日本人の安全まで脅かすものであると判断していた。北朝鮮にとっても、自國への在日朝鮮人の自発的帰国を阻止したのは、結局韓国であったともいえる⁽³⁴⁾。

しかし、「集団的帰国決議」に関しては、韓国は当初大村収容所でのハンストの延長としてしか認識していなかった。柳泰夏駐日公使からの在日朝鮮人の帰国運動に関する報告は、「集団的帰国決議」から2ヵ月経過した1958年10月によく行なわれた。実際、駐日代表部に先立つて「集団的帰国決議」に関する情報を韓国側に提供したのは米国であった。9月11日にダウリング(W. C. Dowling)駐韓大使は金東祚外務次官を訪れ、北朝鮮側が「日韓会談を妨害するため、在日朝鮮人の北朝鮮への帰国を推進する活動に着手した」との情報を提供しながら、「すでに二万5千人あまりの在日朝鮮人が署名に参加し、その数は今後五万人を超える見通しである」とし、注意を喚起した。ただ、当時米国における政策的重点は、あくまでも日韓会談を維持させることにあった。それに、米国の立場からすると、韓国だけを擁護する根拠は最初からそれほど多くはなかった⁽³⁵⁾。ダウリングが「米国政府も同じ状況にあったとしたら、日本政府のように慎重に取り扱ったのに違いない」という意見を述べるなど、韓国側の感情的な対応をおさめようとする姿勢を見せたのもそのためである⁽³⁶⁾。

韓国が帰国問題に本格的に対応したのは閣議了解があったその当日からである。1959年2月13日に韓国の国務会議では様々な「報復策」が出された。政府・与党ばかりでなく、野党の各代表が参加する連席会議も後に続いた。14日にはパゴダホテルで国民的「反北送」運動推進の合意が行なわれたほか、16日にソウル大学講堂で、政党、言論、文化、経済界などから四百人あまりの代表が参加する中で「在日韓人北送反対全国委員会」(全国委)が結成された。全国委結成大会では「在日韓人を北朝鮮に強制送還させようとする日本政府の非人道的措置に反対する」という趣旨の対ICRCメッセージが採択された。全国委は22

日にソウル運動場で大規模な反対集会を開き、それをきっかけに反対運動を全国的に広げた⁽³⁷⁾。全国委の指導委員は自由党の李起鵬、民主党の趙炳玉、無所属の張澤相など、政党・派閥を超えた顔ぶれであった。58年12月末まで「国家保安法」問題で国会が二分化された状況であったことからすると、非常に劇的な変化であった。全国委は日本すでに結成された「帰国協力会」を連想させる。帰国問題をめぐって日韓両国が超党派的に対決し始めたのである。

閣議了解の後、日本政府は井上外事部長を日赤代表としてジュネーブに派遣した。ICRC側を現場で説得するためである。これによって日韓両国間の対決の場はジュネーブに移った。まず閣議了解当日の夜、韓国の金溶植駐仏公使がジュネーブに向かった。井上がジュネーブに到着する前に、金公使はICRCと接触を済ませようとしたのである⁽³⁸⁾。韓国側の対応はそこに止まることなく進んだ。韓赤の李範錫青少年部長と崔圭夏駐日参事官がジュネーブに出発したほか、全国委もまた3人の代表を派遣した。こうして韓国のジュネーブでのロビー活動が本格的に繰り広げられた。これを受けて、ICRCも日本への協調に躊躇し始めた。1959年3月10日にガロフィン(R. Gallopin)ICRC常務理事が第三国であるニュージーランド赤十字社宛に送った書簡を見ると、当時のICRCの立場がうかがえる。この書簡でガロフィンは、日韓両国の赤十字社代表を同時に相手にした心境を語りながら、日赤の協調要請に対し「ICRCはまだ考慮中である」と言っている。そして「人道主義にかかる問題以外には、どのような状況の下でもICRCは絶対干渉してはいけない」という見方を示している⁽³⁹⁾。

米国が仲裁に乗り出したのはそのころである。同年3月14日にダウリング大使は金次官を訪ね、「今こそ(帰国)問題を解決する時である」と言った。ダウリングはその根拠として「ICRCが日本の要請を拒否する可能性が高い」ということをあげていた。ただ、ダウリングは、それが「朝赤の反対のせいなら、彼ら(日本)の帰国事業の失敗は許される余地があるが……韓国によるとなると、日本国内は混乱に陥る」と分析した。そうな

ると「日本はこの問題を国連に訴える方針を取るようになり、結局、韓国が不利になる」と警告した。したがって ICRC が日本の要請を拒否する場合、「韓国政府は日韓会談の再開を提案する寛大な声明をただちに発表するのが好ましい」と説得した⁽⁴⁰⁾。米国のこうした仲裁案は現実的な情勢判断に基づいたものであった。実際、韓国の力によって ICRC の関与が阻止された場合、少なくとも日本政府は北朝鮮との直接交渉を選択する可能性が高い状況であった。4月の地方選挙、6月の衆議院選挙を控えていた岸内閣にとって、外交の失敗は政権維持を危うくするものであったからである。

（4）日本の巻き返し——日朝両者交渉へ

こうして閣議了解を下すや否や日本は韓国と北朝鮮両方を相手にすることになっていた。日赤代表としてジュネーブに派遣された井上がガロフィンと対面したのは1959年2月23日であった。しかしガロフィンの反応は井上の期待から離れたものであった。ICRC の関与の主な論拠であった在日朝鮮人の帰国意思確認に対し、ICRC 側は異なる見方を見せたのである。当時井上が持参したと思われる「在日朝鮮人の北鮮希望意志の確認について」という文書には、「①帰国希望者は赤十字の地区分区（市区町村役場）の特設窓口に外国登録証を持参し申請する、②窓口では申請カードを取りまとめ、それを都道府県支部に提出する、③都道府県支部では名簿を作成し赤十字国際委員会に渡す、④国際委は名簿に基づいて意思確認の決定する」といった意思確認方法のプロセスが記載されていた⁽⁴¹⁾。要するに、日本側があらかじめ作成した帰国希望者リストに基づいて、ICRC が事前に審査を終わらせるということであった。基本的に ICRC の覚書の枠に沿って、帰国事業の早期完了という効果を同時に収めようとしたのである。しかし、ICRC は帰国申請者との直接面会を通じた意思確認方式、つまり、個別審査案を提案した。この方式は北朝鮮からの激しい反発を招くに違いない。ICRC が突然壁を高くした背景には、前述したように、ジュネーブで行われた韓国のロビー活動があった。

一方、日本と北朝鮮との間では ICRC の関与

問題をめぐる攻防が展開された。井上は、同年2月25日付で朴基浩朝赤委員長宛に送った電文で「できるだけ早く朝赤の代表団もジュネーブに派遣してくれる」ことを提案した。井上は、この提案が「ICRC との深い議論の末に出されたものである」という点を強調していた⁽⁴²⁾。これに対し朝赤側は「ICRC による在日朝鮮人の意思確認には強く反対する」という趣旨の返答を数回にわたりて送りながら、日朝両赤十字間の直接交渉の早期実現を逆提案した⁽⁴³⁾。ところが、朴基浩は3月30日に島津社長宛の電文で、「日赤側が両赤十字間の直接交渉の必要性を認めてくれたことに満足を表する」と言っている⁽⁴⁴⁾。この電文は島津社長が3月20日に朴委員長に送った電文に対する回答の形を取っていた。言い換えれば、日赤がこの逆提案を正式に受け入れたのは3月20日になるということになる。当日に島津が送った電文には、「正直（heart to heart）な対話が可能であり、それこそ問題解決に繋がるはずである」と書かれている⁽⁴⁵⁾。

これは日本の韓国に対する再反撃であった。日赤が朝赤の提案に応じたのは、韓国の説得によって ICRC の関与が不透明になった時点での行われた。日本は一応 ICRC を排除した会談方式、すなわち日朝間の直接交渉を選択することによって、韓国のジュネーブロビーを無力化しようとしたのである。もちろん ICRC の関与問題は日朝間交渉での議題として移されただけで、日赤が ICRC の関与を諦めたわけではなかった。一方、韓国は、ICRC が帰国事業に関与しないという立場を明らかにするまで、自らの主張を「世界世論にアピールする」という方針を持っていました⁽⁴⁶⁾。韓国は日本との会談再開より、帰国事業の破綻という外交上の勝利を收めようとした。これは米国の仲裁を事実上拒否したことである。1959年3月23日、ボワシエ ICRC 委員長は日本の要請に対し、「ICRC は政治的・法的見方を表明しない」との内容の覚書を韓国の金公使に渡した⁽⁴⁷⁾。ICRC の立場はまだ曖昧な側面を持っていたが、韓国側はそれを帰国事業に対する ICRC の参加放棄としてみなし、ジュネーブから撤退を始めた。全国委代表団が最後に帰国したのは4月8日のことであ

る。しかし偶然にもその当日、李一卿（教育文化相）朝赤代表がジュネーブに到着した⁽⁴⁸⁾。そして同月13日から、井上・李の間に本格的な交渉が開始された。こうして帰国問題をめぐる外交戦はまた新しい段階に入った。

3. ジュネーブ会談と帰国協定

（1）日朝ジュネーブ会談——朝ソ連帶の強化

日朝両者交渉の実現は一応北朝鮮の戦略が貫徹されたことを意味する。しかし実際の北朝鮮の戦略は最初からICRCの排除にこだわったものではなかった。1959年3月13日に南日外相は「情勢を見極めながらある程度 ICRC の代表性を認める必要がある」という柔軟な姿勢を持っていた。これは日赤が朝赤からの直接交渉を受諾する前のことである。また南日の発言はソ連、中国、チェコ、ポーランド、ルーマニア大使の前で帰国問題に関する現況を報告する場で行われたものであった⁽⁴⁹⁾。これらの国々は次々と帰国問題に関して北朝鮮支持声明を発表した。なかでもソ連のバックアップは具体的に行われた。ザノフ大使は帰国問題に関して、南日はもちろん方学世内務相などソ連系人物⁽⁵⁰⁾と数回にわたって会談し、彼らに本国からの関連情報を提供した。当時の会談内容からまず確認されるのは、北朝鮮の帰国事業はトップ・ダウンで取り扱われたということである。例えば日赤の両者交渉受諾の電文に対する朝赤の3月30日付の回答は、その三日前に党中央常任委員会での承認を経てから出されたものである⁽⁵¹⁾。同委員会は31日に朝赤代表団がジュネーブに出発する際にも、彼らに直接指令を与えた。特にその日は金日成首相と朝赤代表団と間に長時間の談話があったという⁽⁵²⁾。

一方、31日に朝赤代表団に与えられた指令の内容は、4月1日に、モスクワ駐在北朝鮮大使李信八を通じてソ連外務省に直接報告された。李信八も帰国問題について、ソ連外務省の極東地域課と頻繁に協議を行った。ジュネーブで日朝会談が開始されると同時に、朝ソ間の協力関係がさらに密接になったのである。そしてその翌2日に朝赤代表団はモスクワに向かった。ジュネーブに行く

途中、ソ連から支援と指導を受けるということであった。このため、南日はザノフに対して、「第一に、朝赤代表団がソ連から諮詢を受けるよう、モスクワで外務次官とミテリヨフソ連赤十字会・赤新月会代表との会合を斡旋してくれること、第二に、ベルン駐在ソ連大使から指導と協力を得るようにしてくれること、第三に、ソ連外務省とベルン駐在ソ連大使館を通じて、朝赤代表団と平壌との連絡を可能にしてくれること」などを要請した⁽⁵³⁾。朝赤代表団の交渉戦略とその実行はソ連の深い介入の中で出されたものであることが十分うかがえる。

北朝鮮の帰国事業においてソ連の役割が増幅したのは、前述したように ICRC の関与を牽制する必要性以外にも、時期的に人民志願軍の撤退が行われた直後であったので、中国に対する追加的援助の要請が容易ではなかったということもあった。さらに、北朝鮮の帰国事業推進決定は、事前準備がほとんど整っていないままで行われたことであつただけに、物的・人的支援の要請は現実的に不可避な側面があつた⁽⁵⁴⁾。ただ、これは両面性を持っていた。例えば、朝赤代表を務めた李柄南、朴基浩、そしてジュネーブ会談の首席代表であった李一卿などは、いずれも外交や交渉の経験が全くなかった国内系であった。実務レベルにおいてもソ連の介入があつたのはそのためである⁽⁵⁵⁾。他方で、こうした人事は北朝鮮国内におけるソ連系の影響力低下を物語ることでもあった。1956年「8月宗派事件」以後、北朝鮮の政治舞台でソ連系の重要人物はほとんどその姿を消していた。モスクワ現地で活動した李信八さえソ連系ではなかった⁽⁵⁶⁾。もちろん、南日や方学世の活動が活発になつたが、彼らは過去のように実力をもってソ連の政策を代弁することの出来る人物ではなかつた⁽⁵⁷⁾。帰国事業をきっかけに強化した朝ソ連帶は、北朝鮮に対するソ連の影響力拡大に繋がるものではなかつたのである。

（2）日朝ジュネーブ会談——米韓協力の亀裂

ジュネーブでの日朝間交渉は1959年6月10日の第17回会談で事実上合意に至つた⁽⁵⁸⁾。問題になつた ICRC の関与方式はオブザーバー形式で

意見の一致を見た。それから日朝交渉はまもなく妥結の段階に入った。同月 24 日の第 18 回会談では、あらゆる協定・附属書と共同コミュニケ草案の作成が完了し、双方代表による仮調印が行われた。これは韓国に焦りをもたらした。韓国にとって状況を逆転させる唯一の希望は米国であった。7 月 13 日に李承晩大統領はダウリングに、「日本政府が補償金を払うなら、すべての在日朝鮮人を受け入れる意向がある」と伝えた。日朝間交渉が妥結に至る前に、日本側を揺るがせようとする計算であった。李承晩の新しい提案についてダウリングは「在日朝鮮人が韓国へ帰国する場合、米国は援助資金を提供する」と、肯定的な反応をみせた。しかしながら、これはあくまでも日韓会談の再開を前提したものであった。そして、その援助資金がどのような形で出されるのかについてははっきりしていなかった。続いてダウリングは「在日朝鮮人がどこに行くかは彼らの自由であり、米国がそれを阻止することはできない」という立場を明らかにした⁽⁵⁹⁾。米国は、日朝間交渉の妥結が軌道に乗るにつれ、帰国事業の実現が不可避であることを認めていたのである。

代わりに米国の視線は ICRC に向かっていた。これに関連して、米国はすでに日朝間に帰国協定の仮調印が行われた時期から、米国赤十字社 (ARC) を登場させ、韓国との直接協議を避けようとした痕跡がある。グランサー (A. M. Gruenthal) ARC 社長が日本と韓国に向かったのである。1959 年 6 月 23 日に日本についたグランサーはマッカーサー駐日大使と接見した。マッカーサーはグランサーに対し、帰国問題は「ICRC が関与を明白に拒否するか、あるいは（関与を決定し）確実で効果的な審査を行うか、どちらかその意思をはっきりしない限り解決ができない」という意見を表明した⁽⁶⁰⁾。問題解決の鍵は ICRC であり、韓国は主な変数としてみなしていなかったのである。翌 24 日にグランサーは韓国を訪問した。日朝間に帰国協定の仮調印が行われた同じ日である。当日、グランサーは李承晩との会談で「米国は居住地選択の自由に基づいた自発的帰国原則への支持を今まで貫いた」と伝えた⁽⁶¹⁾。グランサーの言明が ARC の立場に止まるものでは

なかったということは前述の 7 月のダウリング・李承晩会談でも確認できる。それ以来、米国は韓国に対していかなる仲裁案も提示しなかった。

もちろん、韓国が米国のスタンスだけに依存したわけではない。日朝の間に事実上妥結があつてからまもなく 1959 年 6 月 15 日に、韓国は対日貿易の全面封鎖という強硬策を駆使した。米国によって日本に対する物理的な抵抗が遮断されていた中で、今度はジュネーブでのロビー外交さえ実効性を失っていたからである。しかし韓国の経済的手段に訴えた抵抗はむしろ逆効果をもたらしていた。8 月 21 日、韓国の外務部は対日貿易封鎖措置が失敗したことを認め、それを解消することを李大統領に申し出た。その経緯をみると、第一に、韓国の経済が輸出・輸入双方とも日本に対する深刻な依存状態（1958 年現在、輸出の場合 65 %、輸入の場合 35 %）にあるということ、それによって、第二に、対日貿易封鎖措置がかえって消費財供給不足をもたらし、それが国内物価を急上昇させたこと、第三に、他方では韓国と取引してきた多数の日本の有力商社が、代わりに北朝鮮の方へ進出しようとしているなどがあげられていた⁽⁶²⁾。そもそも、国際協力局 (ICA) 援助をはじめとする米国からの経済的保護が伴わない限り、韓国の対日貿易封鎖は効果的な制裁手段になりえなかった。しかしこれに関する韓国の要請に対し、米国は強く拒否した。また国際貿易連盟 (ICFTU) などは、帰国問題と対日貿易を連携させる韓国の姿勢を正面から批判した⁽⁶³⁾。こうしてみると、米国は、間接でありながら、事実上韓国に圧力を加え始めたともいえる。

（3）二つの帰国協定

一方、帰国協定の仮調印があつてから、日朝間交渉は一時的な膠着状態に陥っていた。日赤は ICRC による帰国協定の承認を主張したのに対して、朝赤がそれに強く反対したのである。こうして、日朝両側の意見対立が再現され、協定の最終調印は延期されることになった。1959 年 7 月 20 日、韓国政府は直ちに東京及びジュネーブにいる代表団（ジュネーブには 1959 年 6 月ごろ張澤相など 3 人の代表団を再派遣していた）に新しい政

府訓令を下した。訓令の内容は「政府は在日朝鮮人を韓国に集団的に帰国させる意思があることを伝える」とのことであった。ここでは、「日本政府は帰国する在日朝鮮人に補償金を払うこと、また帰国時に彼らが所持する財産の限度に対する規制をなくすこと」といった条件が加えられていた。ICRCが最終判断を控えていた時に突出したこの決定は、ICRCの関与名分を弱化させようとする意図であった。韓国政府は訓令の実行において「米国の協調を求める口上書を在韓米国大使に事前に渡し、米国からの回答があった後に日本外務省とICRCに伝達する」というプロセスを計画していた⁽⁶⁴⁾。この訓令は米国からの提案を全面的に受け入れたものであることをアピールし、米韓協力体制を取り戻そうとしたのである。

韓国こうした動きをよそに、1959年8月11日にICRCは結局、帰国事業に関与することを公表した。そして二日後の13日にカルカッタで日朝赤十字社の間で帰国協定の最終的な調印が行われた⁽⁶⁵⁾。こうして韓国の試みは一応挫折したかのように見えた。ところが、9月3日に日赤が帰国申請者向けに「帰還案内」を発表するや、新しい状況が現われた。北朝鮮側は「帰還案内」を、在日朝鮮人の帰国意思をICRCが検閲することであると非難し、日赤の帰国申請の受付を総連が中心となってボイコットし始めた。ICRCの関与方式をめぐる日朝間の葛藤が再び現われたのである。韓国はこれを最後の機会としてみたに違いない。「帰還案内」が公表されてから約一週間を経た9日、韓国政府は日朝間のカルカッタ協定を代替させる日韓間の新しい帰国協定の草案を作成した。この協定案は、7月の政府訓令の内容を総計7項目で具体化させたものであった。また「在日朝鮮人の韓国への帰国が実現された後も、日本に残留を願う在日朝鮮人の法的地位問題を取り扱うための議論を持続する」という韓国政府の立場も加えられた。この協定案は修正を経て、18日に曹正煥外務部長官から「在日韓人問題に関する我が側の協定案に関する件」という題下の訓令に添付され、許政（1958年8月10日任命）日韓会談主席代表に渡された⁽⁶⁶⁾。しかし、韓国こうした動きに対して米国側は具体的な反応を見せなか

った。それから約一ヶ月後の10月27日、日赤はついに「帰還案内」を撤回し、北朝鮮への帰国事業は実行に移り始めた。

（4）ICRCと米国の選択

その間、米国はICRCの方に直接アプローチしていた。韓国政府が新しい訓令を下したちょうど翌日の1959年7月21日に、ワシントンではハーター（C. A. Herter）米国務長官とボワシェICRC委員長の間に秘密会談があった。ICRCと米国は帰国事業への関与を決定する最終の段階で意見調節を図ったのである。この場で両者は「居住地選択の自由に基づいた自発的帰国原則」への同意があったという⁽⁶⁷⁾。ICRCは米国との会談の一週間後、帰国事業に参加することを前提として、「日本当局は、在日朝鮮人が何人もその意思に反して送還されることがない旨を公式に確約するか」など、日本側に対する七項目の「質問書」を提出した。日本政府はすべてに肯定的に回答した。こうして7月30日にICRCの「帰還業務へ参加」が決定され、8月11日にその事実が公式に表明された。カルカッタにおいて帰国協定が調印されたのはそれから二日後のことである。その日、米国はICRCとの秘密会談の内容を公開した⁽⁶⁸⁾。そして10月29日に米国務省スポーツマンは日本の立場を支持するという公式立場を表明した⁽⁶⁹⁾。

米国は、日本への支持を公にすることによって、日韓両国間の仲裁者としてのイメージを捨てた。これは韓国が準備していた帰国協定案を完全に死文化させることに繋がった。米国の行動がそこまでに至った背景には韓国の外交的失策があった。その一週間前の10月22日、梁裕燦駐米韓国大使が米国の有力クリスチャンらに送った書簡が問題であった。書簡の内容は、日本と北朝鮮との間の「非情な人間取引」である帰国事業の不当性を訴えるもので、特に梁大使は「議会と国務省宛の抗議文を在米韓国大使館に送ってくれるよう」呼びかけていた。これが梁大使個人の判断によるものかどうかは確かではないが、韓国が別の帰国協定案をもって最後の逆転のため全力を尽くした時点で起こった事件であった。しかし梁大使が取った行動は、米国側からすると自国の外交政策を正面

から否定するものとして理解された。30日に米国務省は韓国へ正式な抗議文を送った。日本への支持を公式化した次の日である。抗議文では、梁大使の行動を外交的特権を超えた「無道な暴挙(flagrant violation)」として規定した。そして、「今までの自発的帰国を支持する米国政府の政策は変わらないし、過ちでもない」と強調した。これは、帰国問題に対して米国は立場を変更する意向が全くないということ、(この問題に限って)韓国政府をこれ以上支持しないことを明らかにしたものであった。韓国の外務部ではこの抗議文の存在すら秘密にしようとした⁽⁷⁰⁾。それほど韓国には衝撃を与えたものであった。それから12月14日、第1次帰国船3隻が新潟を出港した。これは韓国の敗北を象徴するものであった。

4. おわりに

以上の内容の主な論点を要約すると次の通りである。第一に、北朝鮮は1958年8月に上げられた「集団的帰国決議」を、日本は59年2月に下された「閣議了解」を通じて、帰国事業を開始した。それまで北朝鮮にとって帰国問題は日本との国交正常化を目標とした人民外交の手段としての意味を持っていた。しかし、58年前後から日韓関係が急進展するにつれ、北朝鮮は「集団的帰国決議」で対応した。これは從来の対日人民外交を、その積み上げ方式を捨て、政治的に過剰推進したものであった。つまり危機感を覚えた北朝鮮が局面転換を図ったのである。他方、それ以前から帰国事業の推進を構想していたのは日赤であった。日本政府は韓国との関係を考慮し、帰国問題についての立場を定めていなかった。したがって、「閣議了解」は日赤の構想と政府の利害が最終的に一致したことを意味する。日本側は「閣議了解」を通じて、帰国事業を早期完了し、「クリーン・ハンド」で将来の日韓会談再開に臨もうとしたのである。

第二に、これに対する韓国側の反撃が本格化するにつれ、帰国問題は日朝二国間の枠組みを超えて国際化した。韓国がジュネーブで帰国事業の阻止に総力を擧げることによって、ICRCは帰国問題への関与を躊躇し始めた。その時点から米国は、

仲裁に乗り出し、韓国に「日韓会談の無条件再開」を提案した。一方、北朝鮮も ICRC を排除する日本との二国間交渉戦略を取り、そのためソ連との連帯を模索していた。ソ連も、北朝鮮への影響力を回復する目的で、それに積極的に応じた。北朝鮮の戦略は、1959年4月から日朝ジュネーブ会談が開始されることで、一応貫徹された。日本がこうした北朝鮮との直接交渉を選択したのは、韓国のジュネーブロビーに対する巻き返しでもあった。米国も韓国が仲裁案を拒否してから、帰国問題の早期解決という方向に転換し、ICRCとの意見調整に着手した。これを受け、ICRCは8月に帰国事業への参加を公式化した。最後まで決定を留保していた ICRC を動かしたのは米国である、ということが分かる。日朝両国が帰国協定に調印したのはその直後である。これによって帰国問題をめぐる関係諸国の攻防は一段落した。

最後に、その後の展開を中心に、以上の内容を評価してみよう。まず、表面上、韓国の敗因は普遍的な人道主義原則を無視したことにある。しかし帰国ブームがピークに達していた時も、韓国は自らが取ってきた行動に信念を持っていた。李承晩政権が幕を下ろした後の1960年6月20日、韓国の許政過渡政府首班はアイゼンハワー米大統領と会談していた。この場で許首班は、日本が帰国事業を推進したことを「中立主義」への兆候と断定した。そして、「日本が中立化に進むかどうかは、韓国にとって死活的な問題である」と声をあげた⁽⁷¹⁾。この発言には根強い反共主義的意識が読み取れる。これこそ韓国を動かした原動力であったかもしれない。興味深いのは、60年に入ってから米国も韓国こうした主張に同調し始めたことである。

1960年1月18日、アイゼンハワーは日米安全保障条約改正問題で米国を訪問中であった岸に対して、「日本の帰国事業決定の過程において、米国との十分な協議が欠けていた」と指摘しながら、「両国間の事前議論が必要である」と強調した⁽⁷²⁾。その次の日、日米両国間に新安全保障条約の調印がなされた。また、60年には帰国協定延長問題で日朝赤十字会談の再開が予定されていた。この問題に関連して、7月18日に米国務省はマッカーサー

ー大使に対し「日本が共産主義勢力と和解するとともに、韓国を弱化させる行為と解釈する世論がある」と伝えた⁽⁷³⁾。翌19日には池田勇人新内閣が成立したが、その当日、マッカーサーは山田久成外務次官を訪れた。そして帰国協定延長問題に触れつつ、別の選択肢として「個人の申請に基づいた半年延長」を提案した⁽⁷⁴⁾。帰国事業を支持した米国人道主義が早くも色褪せていく場面である。

当時、池田内閣の本音は、同年7月28日にマッカーサーが国務省宛に送った電文からうかがえる。これによると、マッカーサーが帰国協定延長問題について尋ねると、池田首相は「帰国延長の時期を短縮すると、むしろ申請者が殺到するかもしれない」と懸念していたという⁽⁷⁵⁾。池田内閣にとって、帰国協定の延長そのものより、帰国ブームの再現が問題になっていたのである。池田内閣の最大の課題は、安保闘争によって下落していた内閣への支持率を上げることであった。その解決策は「所得倍増計画」、すなわち経済再建であった。米国の批判を受けながら打ち出した「政経分離政策」と、それを通じた中国との経済交流の拡大も同じ文脈であった。したがって、池田は帰国問題ができる限り国内世論から離れることを願っていた。帰国運動の再現は、安保闘争と同じく、革新勢力の動きを活発にさせる恐れがあったからである。

帰国運動の熱気に歯止めをかけたのは、意外にも北朝鮮のほうであった。1961年2月3日、北朝鮮側はインフルエンザ感染への対策のため、帰国船の配船を中止すると突如通告した。その実際の背景に関連して、当時の平壌駐在東ドイツ大使館の内部文書には「第一に、帰国した在日朝鮮人の体制不適応により、社会問題が発生しており、第二に、帰国者の中には韓国のスパイが混じっていて、以前よりその活動が活発になっている」といったことなどが挙げられている⁽⁷⁶⁾。帰国事業開始から一年余りが過ぎた時点で、帰国した在日朝鮮人は北朝鮮にとって経済建設に必要な労働力になるどころか、早くも再教育と監視の対象になっていたのである。60年に入ってから、帰国事業に対する北朝鮮の政策上の優先順位はすでに下がっていた⁽⁷⁷⁾。そして61年には、日米安全保障条約の改定に続いて、北朝鮮とソ連や中国との軍

事同盟が締結されるなど、東北アジア地域における冷戦秩序がその姿を現していた。日本との関係正常化という北朝鮮の試みは、もはやそうした秩序に逆らうこととはできなかったのである。

- (1) 佐々木隆爾「帰国運動の歴史的環境を問う」東北アジア問題研究所編『在日朝鮮人はなぜ帰国したのか』東京、現代人文社、2004年、128-140頁。
- (2) 張明秀『謀略・日本赤十字北朝鮮「帰国事業」の深層』東京、五月書房、2003年。
- (3) テッサ・モーリスニスズキ「特別室の中の沈黙——新発掘資料が語る北朝鮮帰還事業の真相』『論座』東京、朝日新聞社、2004年11月、172-182頁。
- (4) 類似した試論的な研究としては、拙稿「国際関係から見た帰国事業——赤十字国際委員会の参加問題を中心に」高崎宗司・朴正鎮編著、『帰国運動とは何だったのか——封印された日朝関係史』東京、平凡社、2005年、145-178頁。この論文はICRCの関与問題に焦点を当てたもので、関連した諸国家の動きについては均衡的に扱っていない。本稿はそこに欠けていた関連文献（注7に示すような韓国やロシア側の文献）を追加的検討し、より総合的な結論を導きたい。この過程を通じて、帰国問題の持つ意味を再考する手掛かりを探ることにする。
- (5) 在日朝鮮人の自発性という観点に基づいている関連著作の場合、そのほとんどが日本政府の差別政策やそれによる在日朝鮮人の苦痛を強調する目的で書かれている。北朝鮮や総連側が主にこうした観点を取っているのはそのためである。例えば、韓徳鉢『主体的海外同胞運動の思想と実践』東京、未来社、1986年、189-194頁を参照。一方、在日朝鮮人運動の延長として帰国問題を本格的に扱った研究はまだ見当らない。
- (6) 例えば、張明秀の説明は日赤による「陰謀論」に近い。詳しくは、張、前掲書、82-131頁を参照。一方、テッサ・モーリスニスズキは、55年前後から始まった日赤の帰国事業の推進は事実上政府の意図でもあると、示唆している。その根拠としては日赤がICRCを説得する際に送ったいくつかの電文を挙げている。テッサ、前掲論文、178-179頁を参照。確かにそこには「政府の同意を得た」と書かれている。しかし同じ時期に日赤から政府側に向けて作成された電文にも、ほとんど「ICRCの同意を得た」と記されている。これは日赤が政府を説得するために用いたもので、事実とは異なる場合が多い。これと同様、日赤が「政府の同意を得た」としたのも、ICRCを説得するための論理である可能性が高い。
- (7) 公開されたICRCや外務省アジア局北東アジア課の資料についての説明は、高崎・朴編著、前掲書、11-12頁、145-147頁を参照されたい。
- (8) 韓国側の資料は、한국외무부 외교문서（韓国外務

- 部外交文書、韓国国会図書館所蔵マイクロフィルム）のほか。ソ連側の資料は、*중앙일보통일문화연구소 편『평양주재소련대사관비밀문서첩』*（서울：코리아콘텐츠랩, 2002）（中央日報統一文化研究所編『平壌駐在ソ連大使館秘密文書綴』ソウル、コリアコンテンツラボ、2002年）を参照。この文献のダウンロード先は <http://www.kdatabase.com/ViewBookList.aspx?schKeyWord=1622>。
- (9) 日赤はICRCに対し、日本では在日朝鮮人の北朝鮮への「集団的帰国」意思があるが、韓国からの反発によって実現できない状態であるとし、その韓国の反発を阻止するためにもICRCの関与が必要である、という論理で働きかけた。これを確認するためには、Letter from Shimazu to Boissier, 13 December 1955, Archives of the International Committee of the Red Cross, Geneva (ICRC Archives), file no. B AG 232 105-002, Problème du rapatriement des Coréens du Japon, dossier I ; généralités, 17.2.1953-11.10.1957. 27/02/1953-11/10/1957.
- (10) Memorandum of the International Committee of Red Cross (ICRC), 16 July 1956 (from Boissier to Shimazu, & note); Memorandum of ICRC, 12 December 1956 (from Boissier to Shimazu, & note); Memorandum of ICRC, 26 February 1957 (from Boissier to Shimazu), 資料番号6「Documents on Repatriation of Korean in Japan」アジア局北東アジア課編『北朝鮮関係領事事務』1957年1月30日。
- (11) Memorandum of ICRC, 26 February 1957 (from Boissier to Shimazu), 資料番号6「Documents on Repatriation of Korean in Japan」同上文献。ICRC Memorandum, 26 February 1957; reprinted as Annex 1 of Aide-Memoire by J-P Maunoir "Rapatriement des Coréens du Japon en Corée du Nord", ICRC Archives, file no. B AG 232 105-007, Problème du rapatriement des Coréens du Japon, dossier VI : Accord entre la Société de la Croix-Rouge du Japon et la Société de la Croix-Rouge de la République Démocratique Populaire de Corée du 24 juin 1959 et petitions. 29.01.1959-13.08.1959.
- (12) Letter of Mr. Gallopin, Executive Director of ICRC, 5 April 1957 (to Shimazu), 資料番号6「Documents on Repatriation of Korean in Japan」アジア局北東アジア課、前掲文献。
- (13) Letter of Mr. Inoue, Foreign Affairs Department Director of Japanese Red Cross Society, 31 May 1957 (to Boissier), 同上文献。
- (14) Letter of Mr. Shimazu, President of Japanese Red Cross Society, 19 August 1957 (to Frederic Siordet Vice President International Committee of the Red Cross), 同上文献。
- (15) Resolution of XIXth International Conference of the Red Cross (on Reunion of Dispersed Families), 6 November 1957, 同上文献。
- (16) Translation of letter from Shimazu to Fujiyama, Re: Appeal for Repatriation of certain Koreans residing in Japan, 4 March 1958. ICRC Archives, file no. B AG 232.105-006, Problème du rapatriement des Coréens du Japon, dossier V : année 1958, 13.11.1957-15.12.1958.
- (17) 日本政府は、「閣議了解」決定の背景として、「在日朝鮮人は、犯罪率が高いので治安上の問題になっており、そのほとんどが生活保護対象者であるから、財政上負担になっている」ということを最初に挙げていた。別紙2)閣議了解に至るまでの内部事情、資料番号4「閣議了解（案）」アジア局北東アジア課、前掲文献。
- (18) 「閣議了解」の内容を見ると、「帰還に関する諸般の事項の処理については、日本赤十字をして赤十字国際委員会と協議せしめる」としている。つまり形式上帰国に関する一切の業務は日赤とICRCに委任し、政府はそれを言葉通り「了解」すると共に、韓国側に説明する際には「『送還』ではなく、『任意帰国』である」ということを主張するためでもあった。法務省・外務省・厚生省「在日朝鮮人中北鮮帰還希望者の取扱いに関する閣議了解」1959年2月13日、資料番号4「閣議了解（案）」、同上文献。
- (19) 資料番号4「閣議了解（案）」、同上文献。
- (20) 「井上外事部長打合要領、三四、二、一九」、資料番号8「在日朝鮮人の北鮮帰還に関する日赤と赤十字国際委員会との往復文書写の他」、同上文献。
- (21) 坪江仙二『在日朝鮮人運動の概況』法務研究報告書、第46集第3号、1959年、640頁。
- (22) 朝鮮赤十字会中央委員長が赤十字国際委員会委員長におくった電文（1957年4月22日）、同（1958年1月7日、1月21日、3月22日）。朝鮮赤十字会中央委員長が日本赤十字社社長におくった電文（1958年1月7日、1月18日、2月1日、3月12日、5月28日、7月2日）『祖国は待っている——在日同胞の帰国問題にかんする文献』平壌、外国文出版社、1959年、76-87頁。
- (23) 55年度の北朝鮮による最初の対日国交正常化の呼びかけは、「대일관계에 관한 조선민주주의인민공화국 외무상의 성명」, 『로동신문』, 1955년 2월 25일（「対日関係に関する朝鮮人民共和国外務相の声明」『労働新聞』1955年2月25日）。この南日声明に示された日朝国交正常化方針にそって、その後の総連の結成や日朝協会の再編などが行われた。
- (24) 「集団帰國決議」は8月11日神奈川県川崎中留で開かれた朝鮮住民の「祖国を知る集まり」で行われたと言われている。しかしその集まりは総連の分会の指導下にあったものであり、翌日第14回総連拡大中央常任委員

会では早くも在日朝鮮人の集団的帰国方針と早急な対策を日本政府に要求する決定が行われたことから、「集団帰国決議」は自発的なものであったとは言えない。さらに、この中央常任委員会での決定は、5月27日に開かれた第4回全体大会の決定事項と相當に乖離があったものであった。第4回全体大会では帰国問題については明白な言及がなく、日朝国交正常化のための経済・交流運動だけが強調された。その代わりに57年まで争点となっていた「大村収容所同胞の権利保障やそのための世論喚起」、および「日韓会談の粉碎」が主要課題になっていた。当時、総連が全体大会の決定を覆すには北朝鮮からの直接指示なくしては想像しがたい。

(25) 53年度の「久保田発言」で第3回日韓会談決裂してから、日韓関係は長期膠着していた反面、日朝関係の場合は55年南日声明以後、2回に渡る日本国会議員団の訪朝や共同コミュニケの発表（55年10月21日、29日）をはじめ、社会・文化関連人士の訪朝が急増したほか、経済部門においても民間貿易協定の締結と、それに伴う中国の大連や香港を経由した間接貿易が進展をみせていた。当時の日朝交流の可能性と制約性については、拙稿「帰国運動の歴史的背景——戦後日朝関係の開始」高崎・朴編著、前掲書、85-89頁。

(26) 「朝鮮赤十字会中央委員長が日本赤十字社社長におくった電文（1958年7月2日）」『祖国は待っている——在日同胞の帰国問題にかんする文献』104頁。

(27) “김 일성 수상에게 편지, 재일본조선인총연합회 제4차 전체 대회로부터,”『로동신문』, 1958년 7월 30일（「金日成首相宛の書簡、在日本朝鮮人総連合会第4回全体大会から」『労働新聞』1958年7月30日）。

(28) また、元在日同胞帰還迎接委員であった吳基完も「帰國者を労働力としては、活用しようということはなかった」と証言している（安部俊二「北朝鮮から見た『帰国運動』——吳基完・元『在日同胞帰還迎接委員』に聞く」『長崎大学教育学部社会科学論叢』第61号、長崎、2002年6月、39頁）。さらに詳しくは、高崎宗司「帰国問題の経緯と背景」高崎・朴編著、前掲書、30-31頁。朴正鎮「北朝鮮にとって帰国事業とは何だったのか」同書、190-194頁。

(29) “제 1 차 5 개년 계획 법령,”『로동신문』, 1958년 6월 12일（「第1次5ヵ年計画法法令」『労働新聞』1958年6月12日）。これに関連して、「集団的帰国決議」があった8月には農業協同化や個人商工業の社会主义的改造が完了し、「社会主义建設の大高潮」の宣言がその後を継いだ。この宣言には労働集約的動員方式及び重工業中心の経済発展への強い自信感が表れていた。また、「集団的帰国決議」があつてから10日後の21日には、韓国に対して失業者、迷子などに大量の食料や支援物資を送る、という内容の内閣決定96号が出された。この決定は北朝鮮建国10周年記念日である9月9日に実行

される予定であるとされていた。金日成が在日朝鮮人の集団的帰国を全面的に受け入れる、という趣旨の演説を行ったのも同記念日であった。

- (30) 중앙일보통일문화연구소 편 『평양주재소련대사관 비밀문서첩(1959년 1-3)』, p. 8.
- (31) Letter from G. Miterev, Chairman of the Soviet Red Cross (to Shimazu), 20 February 1959) (Translation), 資料番号10「ソ連赤十字社との往復書簡」アジア局北東アジア課、前掲文献。
- (32) これに対して、日赤はソ赤の参加に対する明確な反対意思を見せていなかったが、ICRCの参加を前提した帰国事業を推進する方針であることを明らかにすることによって、ソ赤側のイニシアティヴをある程度牽制しようとした。上記への返電（原文と翻訳）、同上文献。
- (33) Note Verb-ale, from the Korean Mission to the Japanese Ministry of Foreign Affairs, 23 December 1955; Note Verb-ale, from the Korean Mission to the Japanese Ministry of Foreign Affairs, 17 January 1956, “일본의 대 북한 접근에 대한 항의（日本の対北朝鮮接近への抗議）,” 한국외무부 외교문서, 분류번호 725.1 JA 1955-56, MF 005600, 월류번호 D-0001. これに対して日本政府は「かねてから北朝鮮との間の一切の接触を認めない方針を明らかにしてきた」ことを指摘しながら、「日本人の引揚問題についてのみ打ち合わせることとなっている」と韓国側の了解を求めた。この過程で日本政府は北朝鮮と直接に接触することなく解決するため、北朝鮮残留日本人を帰国させる方法として韓国を経由する案を韓国側に提示した。外務省五五科、（在本邦大韓民国代表部宛）『口上書』昭和三十一年一月六日；（Translation）Note Verb-ale, From the Ministry of Foreign Affairs, 6 January 1956, *Ibid.*
- (34) 1956年4月6日に日本赤十字社の前で座り込み、北朝鮮残留日本人を迎える赤十字船「こじま」にのせて帰国させてほしいと訴えた在日朝鮮人の要求を日本政府が最後まで拒否した理由も、基本的に同じ判断に基づいたものであった。韓国政府から「往復とも朝鮮人を乗せないと条件であらためて同船の安導權を与える」との通報がICRCを通じて日本側に伝えられたのは、「こじま」の出港直前であった。北朝鮮への帰国を希望していた在日朝鮮人はその後も出国の申請を続け、英國船舶会社バーター・フィールド社のコナン号の配船許可を得た。しかし韓国政府は駐韓米大使ダウリングに働きかけを申し入れ、コナン号の配船さえ挫折させた。外務省情報文化局『現下の重要外交問題』1956年6月（未公刊）、38-39頁。
- (35) 次の二つの理由で、米国は当初から帰国問題に対する韓国の立場を全面的に支持し難い条件にあった。第一に、かつて米国は中国と55年8月にジュネーブで大使級会談を行い、相手国に残留している各々の自国民の帰

国に合意した経験があった。したがって、体制を超えた「居住地選択の自由原則」を公式的に反対する名分を持っていなかった。第二に、北朝鮮とは、残留米軍捕虜送還問題が未決のままであった。57年5月27日の米議会聴聞会ノートによると、当時は約450名の米軍捕虜が残留していた。もし米国が表にして韓国の立場に支持を表明する場合、この問題の解決への糸口が閉ざされる恐れがあった。北朝鮮残留米軍捕虜家族は、米政府に対するだけでなく、韓国の李承晩大統領に直ちにこの問題を解決するために金日成と直接交渉をすることを促す書簡を送るなどの圧力を行使していた。Letter from S. Edward to Syngman Rhee, President of the Republic of Korea, 26 February 1959, “외무부 경무대 보고문서, 1957-1958 (外務部景武台報告文書、1957-1958)”, 한국외무부 외교문서, 분류번호 723.JA, MF 005576, 필름번호 C-001.

(36) Information: Memorandum of Dialogue with Ambassador Walter C. Dowling of the U.S. Embassy, 11 September 1958, *Ibid.* ダウリングの情報はマッカーサー駐日大使から送られた電文に基づいたものであった。そしてマッカーサーの情報源は外務省外務省アジア局北東アジア課であった。ダウリングも同課からのコメントを引用している。いずれにしても韓国側が接した関連情報は、その出所が日本であり、これもまた米国との協議を経てから伝達されたものである、ということができる。したがって、その情報にはすでに日本側の立場がある程度反映されていたともいえる。

(37) 김동조『회상 30년 한일회담』(서울: 충양 일부사, 1986) (金東祚『回想 30年韓日会談』ソウル、中央日報社、1986年), pp. 151-152.

(38) Interim Report on the Ministry's Action to Contact ICRC Officials from Vice Foreign Minister to His Excellency the President, 17 February 1959, 한국외무부 외교문서, *op. cit.*

(39) Telegram from R. Gallopin, Executive Director of ICRC to M. S. Galloway, Secretary General, New Zealand Red Cross Society, 10 March 1959, ICRC Archives, file no. B AG 232 105-020 Protestations contre le rapatriement des Coréens du Japon en République démocratique populaire de Corée et critiques envers la Croix-Rouge et le gouvernement japonais dans la question du rapatriement des Coreens vers la Corée-du-Nord 13/02/1959-30/08/1960.

(40) Report on Conversation with Ambassador Dowling and Recommendation on the Future Course of Negotiation with Japan from Vice Minister of Foreign Affairs to His Excellency the President, 16 March 1959, 한국외무부 외교문서, *op. cit.*

- (41) 別紙) 在日朝鮮人の北鮮希望意志の確認について(試案)、資料番号8「在日朝鮮人の北鮮帰還に関する日赤と赤十字国際委員会との往復文書写の他」アジア局北東アジア課、前掲文献。
- (42) 別紙6) Telegram from Inoue to Pak Ki Ho, 25 February 1959, 資料番号4「閣議了解(案)」アジア局北東アジア課、前掲文献。
- (43) 別紙7) Telegram from Pak Ki Ho to Shimazu, 6 March 1959; 朝鮮赤十字会中央委員長が日本赤十字社社長におくった電文(1959年3月6日)(原文、仮訳); 別紙8) Telegram from Pak Ki Ho to Shimazu, 15 March 1959, 同上文献。
- (44) 別紙9) Telegram from Pak Ki Ho to Shimazu, 30 March 1959, 同上文献。
- (45) 別紙11) Telegram from Shimazu to Pak Ki Ho, 20 March 1959, 同上文献。
- (46) Report on Conversation with Ambassador Dowling and Recommendation on the Future Course of Negotiation with Japan from Vice Minister of Foreign Affairs to His Excellency the President, 16 March 1959, 한국외무부 외교문서, *op. cit.*
- (47) 김동조, *op. cit.*, pp. 161-162.
- (48) 資料番号18「北鮮帰還クロノロジー」アジア局北東アジア課編『北朝鮮関連領事事務』(一九六一年六月一七日)。
- (49) 중앙일보통일문화연구소 편『평양주재소련대사관 비밀문서첩(1959년 2-2)』, pp. 22-27.
- (50) 北朝鮮の政治分派ないし派閥は、和田春樹の分類方に従い、金日成など遊撃隊出身者は「満州派」、中国の延安帰りの共産主義者は「延安系」、ソ連軍政によって派遣されたソ連帰りの朝鮮人らは「ソ連系」、そして国内で活動した共産主義者の中で南労党出身者の場合は「南労派」や「南労系」、その以外は「国内派」と呼ぶことにする。和田春樹『金日成と満州抗日戦争』平凡社、1992年、349-383頁。
- (51) 중앙일보통일문화연구소 편, *op. cit.*, pp. 9-10.
- (52) *Ibid.*, p. 12.
- (53) *Ibid.*, pp. 9-10.
- (54) 特にソ連による帰国船舶の支援は日本にとっても重要な意味を持っていた。「閣議了解」を下す際、日本政府は特に「配船を行わない」ということを強調していた。その理由として、「第一に、(日本政府による)送還ではないという建前上、第二に、韓国に対する政治的考慮、第三に、航行の安全保障がない」などがあげられている。特に、「将来配船するかもしれないという印象を与えることも、この際採るべき策ではない」と強調している。こうすると「北鮮側の要求を引出す恐れがあり、また見通される将来韓国側が安全保障を与えるようなことは考えられない」からであるということである「北鮮帰国問

- 題関係問題点（昭和三四、二、一一）」、資料番号4「閣議了解（案）」アジア局北東アジア課、前掲文献。
- (55) 李柄南は南労系出身の中で肅清を免れた稀な人物であった。朴基浩は植民地時代の国内労働運動出身であり、李一卿はもともと党的官僚出身で宣伝煽動部長を務めた経歴があった。
- (56) 国内系である李信八がソ連大使になったのは、ソ連系の李相朝が「8月宗派事件」以後、肅清を避けてソ連に亡命してからである。この人事は外交部門におけるソ連系の影響力の弱化を象徴するものでもあった。
- (57) 南日も59年11月に外務相から降り、後は満州派の朴成哲が任命された。
- (58) 資料番号18「北鮮帰還クロノロジー」、アジア局北東アジア課、前掲文献。
- (59) Gist of His Excellency's Talks with Ambassador Dowling, 13 June 1959; Report on Summary Record of Conversation Between His Excellency the President and Ambassador Dowling, 14 July 1959, 한국외무부 외교문서, *op. cit.*
- (60) Synopsis of State and Intelligence material reported to the President, 24 June 1959, Declassified Documents Reference System (DDRS), Document No. CK 3100105027.
- (61) 김동조, *op. cit.*, pp. 174-175.
- (62) Recommendation on our trade policy toward Japan from Foreign Minister to His Excellency the President, 21 August 1959, 한국외무부 외교문서, *op. cit.*
- (63) Letter from Mr. J. H. Oldenbroek General Secretary of International Conference of Free Trade Union to Syngman Rhee, President of the Republic of Korea, 12 May 1959, *Ibid.*
- (64) Ministry's Action for His Excellency's Approval (Reference: KP. O/248), 20 July 1959; (Attached) Oral-Statement; (Attached) Aide Memoir, July 1959, *Ibid.*
- (65) 資料番号18「北鮮帰還クロノロジー」、アジア局北東アジア課、前掲文献。
- (66) 외무장관으로부터의 전의안, “한일회당에서 제시할 재일한국인문제를 해결하기 위한 우리측의 협정초안에 관한 전, 1959년 9월 18일”（外務長官からの建議案「韓日会談で提示する在日韓人問題を解決するための我が側の協定初案に関する件、1959年9月18日」）；別添1) 외무장관이 허정 수석대표에게 보내는 훈령, “재일한국인문제에 관한 우리측의 협정초안에 관한 전”（別添1）外務長官許政首席代表に送る訓令「在日韓人問題に関する我が側の協定草案に関する件」）；別添2) Drafts Agreement Between the Republic of Korea and Japan Regarding the Repatriation to the Republic of Korea of Korean Residents in Japan and Their Treatment in Japan, 한국외무부 외교문서, *op. cit.*
- (67) Kiwon Chung, “Japanese-North Korean Relations Today,” *Asian Survey*, Vol. IV, No.4, Institute of International Studies, University of California, April 1964, pp. 800-801.
- (68) *Ibid.*, pp. 800-801
- (69) 資料番号18「北鮮帰還クロノロジー」前掲文献。韓国はその直前まで米国を説得し続けていた。これを確認するには、Summary Record of the Meeting with U.S Under Secretary of State Dillon, 23 October 1959; (Attached) Briefing Paper, “Facts About Japan’s Attempt to Deport Korean Residents in Japan to the Northern Part of Korea,” 23 October 1959; (Attached) Briefing Paper, “Korean View of Korea-Japan Relation,” 23 October 1959, 한국외무부 외교문서, *op. cit.*
- (70) Recommendation on U.S. Protest against Certain Statement by Ambassador Yang form Vice Minister of Foreign Affair to His Excellency the President, 30 October 1959; (Attached) Confidential, Press Release issued by the Korean Embassy on 22 October 1959, in Washington, D.C, *Ibid.*
- (71) Memorandum of Conversation, 20 June 1960, *U. S. State Department's Foreign Relations of the United States (FRUS)*, Japan; Korea, 1958-1960, Volume XVIII, United State Government Printing Office Washington, 1994, pp. 668-672.
- (72) Memorandum of Conversation, 19 January 1960, *Ibid.*, p. 264.
- (73) Telegram from the Department of State to the Embassy in Japan, 18 July 1960, *Ibid.*, pp. 387-388.
- (74) Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, 22 July 1960, *Ibid.*, pp. 389-390.
- (75) Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, 28 July 1960, *Ibid.*, pp. 392-394.
- (76) Report, Embassy of the GDR in the DPRK to the Foreign Policy and International Department of the Social Unity Party, GDR, 14 March 1961. *New Evidence on North Korea, Cold War International History Project (CWIHP) Bulletin Issue 14/15*, Woodrow Wilson International Center for Scholars, Washington, D.C., Winter 2003-Spring 2004, p. 41(<http://www.wilsoncenter.org/topics/pubs/ACF 2837.pdf>).
- (77) *Ibid.*, p. 40.